

相次ぐ不正受給の政務活動費・・・鳩山町は？

ここ数年、全国各地で不適切な使い方が問題となっている政務活動費ですが、鳩山町および近隣の自治体などの実態について、まとめてみました。

そもそも政務活動費とは？

地方議員の政策立案に向けた調査研究などの活動のために支給される費用で、額や支給方法は各自治体で定め、視察や研修費、資料の作成や購入費などに充てることができるものです。

もとは「政務調査費」としていたものを名称変更して、使い道を広げた経緯があります。各議会は運用についてルールを設けています。

近隣の町村議会や市議・県議は？

埼玉県内の町村議会議員1人あたりの年間受給額は平均で6万6000円(月額5500円)です。近隣市議会の年間受給額の平均の平均は30万円(月額2万5000円)。また、埼玉県議会議員の年間受給額は600万円(月額50万円)となっています。

鳩山町の政務活動費は？

平成13年に「政務調査費の交付に関する条例」ができて、年間3万円(月額2500円)が交付されるようになりました。領収証を添付した収支報告書の提出が必要です。

受給するには年度初めに各議員の申請が必要で、今年度(平成28年度)は5人の議員が受給申請をしております。

音訳ボランティアの皆様と話し合いをしました

この議会だよりは音訳ボランティアの皆さまのご協力により、音訳していただき、障がい者用CDや議会ホームページで聞くことができます。

音訳ボランティアの方々と、議会だよりの編集委員と話し合いを行いました。

目の不自由な方のためにも音訳は続けていただきたいとお願いしました。

今回は一般質問の記事について、議員が音訳に挑戦してみました。音訳ボランティアとして協力していただける方を募集しています。

音訳とは？

視覚に障がいなどがあり、文字情報を得ることが困難な方に、希望する書籍などを朗読者(音訳者)が朗読(音訳)することです。

興味がある方は、社会福祉協議会へお問い合わせください。(電話 296-5296)



どうする!?鳩山町議会 議会活性化特別協議会

9月9日に第4回特別協議会を開催いたしました。

去る7月に行われた町長選挙に伴い、2人の議員が失職しましたが、公職選挙法の規定により、補欠選挙は行わず議員定数13人に対して11人で残りの任期を務めていく事となりました。

このため、一部事務組合の議会を兼務する議員は3名、2つの常任委員会については、それぞれ6人から5人となりました。その他、町の会議や委員会などの引き継ぎも行いました。

今後は、2人減ったことによって生じた影響を総括しようといった意見が出ました。また、これまでの4回の会議において、議員報酬や定数の在り方などについて、様々な意見が出てきましたが、今後は住民の皆様の見解を取り入れていくための具体的な方法について検討を進めていきます。

この特別協議会の期限を平成30年3月と設定したのは次期町議会議員選挙の1年前を目途としたからですが、そこまでのロードマップ(行程表)を次回までに作成していきます。

是非、みなさまのご意見をお寄せください。

鳩山町の議員定数 13名(欠員2名)
議員報酬 21万1000円/月(議長29万8000円)